

・ 事案の概要

被告人 X は、夜間速度規制がない道路において自車を時速約 60km で運転していたところ、進路上に転倒していた A を右前輪で轢過するなどして脾臓挫滅等の傷害を負わせ失血死させた。

・ 検察官の主張

(1) 主位的訴因における過失の内容

前方左右を注視し進路の安全を確認しながら進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、音響機械の音量調節のために脇見し前方の注視を欠いたまま漫然上記速度で進行した。

(2) 予備的訴因における過失の内容

事故当時は暗い状況にあったうえ、X は前照灯を下向きにしていたのであるから適宜速度を調整するとともに前方を注視し、進路の安全を確認しながら進行すべき業務上の注意義務があるにもかかわらず、それを怠って安全確認不十分のまま進行した。

・ 判旨

(1) 主位的訴因について

実況見分は被害者 A が転倒していた時点で警官が横臥していることを知った上で車両を少しずつ前進させるなどしながら実施されたものであるため事故当時の高速で走行していたときに見えたものとは異なる可能性があり、実況見分の結果から人が倒れていると判断できた地点を認定するには合理的な疑いがあり、検察官の主張通りの停止距離であったとしても A との衝突という結果を回避できたものとするには疑義が残る、とし、さらに、当状況での停止距離は 35.57m あるいは 36.58m であるとし、これに多少の誤差を考慮すると仮に検察官の主張どおり X が 37.4m 手前の時点で A を人と判別できたとしても A を轢過するという事態を避けなかった可能性がある、とした。

また、X が認めえたものは何かの形をした白いものにすぎないから、その白いものが事故により転倒している人である可能性まで予見して減速せよという法的義務まで課すのは無理があるように思われる、とした。

(2) 予備的訴因について

時速 60km で走行していたとしても通常の事態には対応できるものと考えられ、暗い状況で前照灯を下向きにしていたとしても直ちに減速義務が課されるとは考え難く、また人が路上に転倒しているなどという事態は通常考ええないから、そのような事態にまで対応できる速度に減速すべき義務が課されるとも考え難い。本件では、人が倒れていると認識しえた地点を特定できない以上、何 km 程度に減速する必要があるのかを判断できないため、そのような漠然とした減速義務を課することができないことは言うまでもない、とし、業務上過失致死につき無罪とした。

・ 検討

- ・ 前方注意義務違反における結果回避可能性の認定
- ・ 何らかの障害物について認識した場合一般的に減速義務等の法的義務が課せられるか
- ・ 暗い状況の下で前照灯を下向きにしていたような場合に減速義務は課されるか

以上